

第48号議案

豊川市国民健康保険条例の一部改正について

豊川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年6月7日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊川市国民健康保険条例（昭和36年豊川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第20条 第12条又は第16条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第12条の基礎賦課額と第16条の基礎賦課額との合算額をいう。第25条及び第26条において同じ。）は、<u>65万円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第20条の2の11 第20条の2の2又は第20条の2の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第20条の2の2の後期高齢者支援金等賦課額と第20条の2の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第25条及び第26条において同じ。）は、<u>20万円</u>を超えることができない。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第16条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額（100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げる。）を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）とする。</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第20条 第12条又は第16条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第12条の基礎賦課額と第16条の基礎賦課額との合算額をいう。第25条及び第26条において同じ。）は、<u>63万円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第20条の2の11 第20条の2の2又は第20条の2の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第20条の2の2の後期高齢者支援金等賦課額と第20条の2の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第25条及び第26条において同じ。）は、<u>19万円</u>を超えることができない。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第16条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額（100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げる。）を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）とする。</p>

<p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第20条の2の2又は第20条の2の6」と、「65万円」とあるのは「20万円」と、前項中「第15条第2項及び第3項」とあるのは「第20条の2の5第2項及び第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第20条の3」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「前項第3号」とあるのは「前項第3号（第5項において読み替える場合を含む。）」と、第3項中「第15条第2項及び第3項」とあるのは「第20条の6第2項及び第3項」と読み替えるものとする。</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第20条の2の2又は第20条の2の6」と、「63万円」とあるのは「19万円」と、前項中「第15条第2項及び第3項」とあるのは「第20条の2の5第2項及び第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第20条の3」と、「63万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「前項第3号」とあるのは「前項第3号（第5項において読み替える場合を含む。）」と、第3項中「第15条第2項及び第3項」とあるのは「第20条の6第2項及び第3項」と読み替えるものとする。</p>
--	--

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊川市国民健康保険条例第20条、第20条の2の11並びに第26条第1項、第4項及び第5項の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額を引き上げる必要があるからである。